

近組 2024-008 号

2024 年 3 月 12 日

学校法人 近畿大学
理事長 世耕 弘成 殿

近畿大学教職員組合
執行委員長 光永 靖

団体交渉要求書

近畿大学教職員組合（以下、本組合）は、学校法人近畿大学（以下、貴法人）に対し、2024 年度から偽装請負科目を完全撤廃するよう要求する。

本組合は近組 2023-031 号要求書で、外部委託科目は偽装請負に当たるので停止するよう求めたが、貴法人は 2023 年 12 月 4 日の文芸分会交渉で、本組合による「現在の運用が違法状態であると認識しているか」という問いに対し、「例えば指導計画を誰が作るかとか、成績評価にどの程度関与するかというあたりで、本当に先生によってバラバラなんじゃないかなと思う。あるいは科目によってなんですかね」と回答している。専任教員が指導計画や成績評価にある程度関与していれば違法ではないという認識であるが、実際には専任教員は委託科目の指導計画にも成績評価にもまったく関わっていない。つまり、現在の運用は、偽装請負を隠蔽するための名義貸しであるということ貴法人も認めたということになる。

これを受けて文芸学部では、「手話学」「数的リテラシー基礎」「コンピュータ実習」「キャリアデザイン」という 4 つの委託科目のうち、2024 年度より「手話学」「キャリアデザイン」の 2 科目を担当者が直接雇用の非常勤講師として担当することとなった。しかし、「数的リテラシー基礎」と「コンピュータ実習」はまだ訂正されておらず、2024 年度も偽装請負を違法と認識したまま継続することになる。名義貸しを強要することで、専任教員を違法行為に加担させ続けることについて、貴法人の見解を述べよ。

また、「コンピュータ実習」と「キャリアデザイン」は他学部でも開講されている。本組合が把握しているのはこれらの科目のみだが、ほかにも委託科目があれば全て開示した上で、運用状況を説明せよ。そして、偽装請負をしている科目については、必ず 2024 年度からは運用を改め、直接雇用とすること。また、専任教員に名義貸しをさせないこと。

3 月 27 日の団体交渉の際に回答せよ。

以上